

# 「「ごみ屋敷」対策に関する調査」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要等

## ! 背景と目的

【通知先】環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省  
【通知日】令和6年8月28日 【回答日】令和7年10月7日～10日

- ◇ 「ごみ屋敷」は、物品の堆積による悪臭・害虫の発生や火災のおそれなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすことから、一部の市区町村では条例を制定するなどして対応しているが、居住者が堆積物の排出に応じない、堆積物を排出しても「ごみ屋敷」事案が再発するなど、市区町村は対応に苦慮
- ◇ 「ごみ屋敷」事案の実態や、市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として、調査対象とした30市区が把握している「ごみ屋敷」事案（解消62・未解消119の計181事例）を整理

※ 「ごみ屋敷」の解消を直接の目的とした法律や国の制度はなく、これまで関係省庁連名による市区町村への通知等はない。



## 関係省庁（環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省）に対し、以下の事項を通知

多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、市区町村が活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと。

## ☑ 改善措置

関係省庁が連携して、市区町村での「ごみ屋敷」対策に活用可能な取組事例（対応体制の整備に関する取組事例、既存の会議体の活用や外部機関と連携した居住者の状況確認等の取組事例等）を整理し、地方公共団体に周知（令和7年8月）

## 改善の効果

※ 関係省庁から地方公共団体に周知された「ごみ屋敷」対策に関する取組事例の活用状況等を把握するため、当省において、「ごみ屋敷」対策に携わる地方公共団体（10市区の53部署）に対し、アンケート等を実施（令和7年11月）

- ✓ 関係省庁から周知された取組事例について、約8割の部署が参考になったと回答
- ✓ 約4割の部署が取組事例を（関係部署との連携強化や実際の「ごみ屋敷」事案への住民対応等で）「活用」又は「今後活用予定」と回答

### 《 関係省庁から周知された取組事例の活用例 》

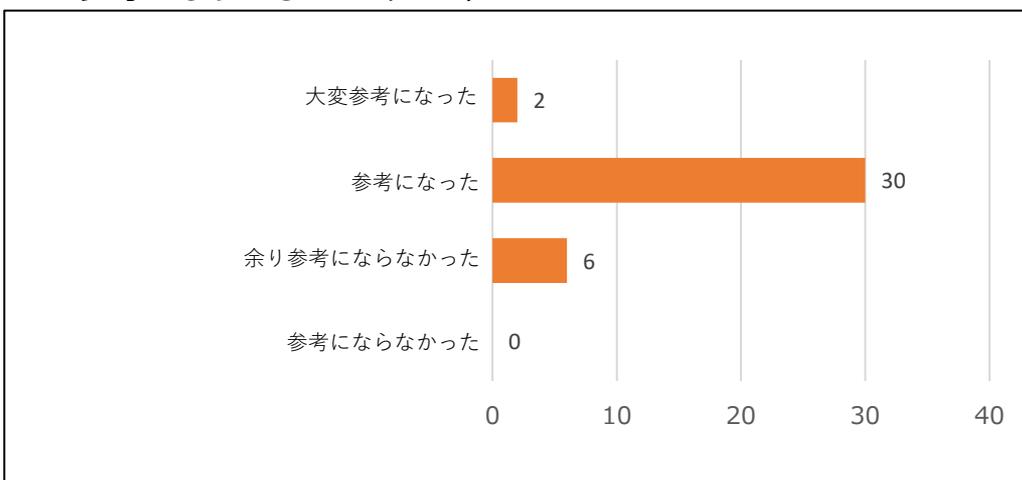
廃棄物処理の担当部署において、関係省庁から周知された取組事例を通じて庁内関係部署による連携の重要性を再認識

子育て世帯の「ごみ屋敷」事案への対応に当たって、子育て支援及び廃棄物処理の両部署が協力して堆積物の処理等を実施した結果、生活環境の悪化等により児童養護施設に入所していた世帯主の子が親（世帯主）との生活を再開

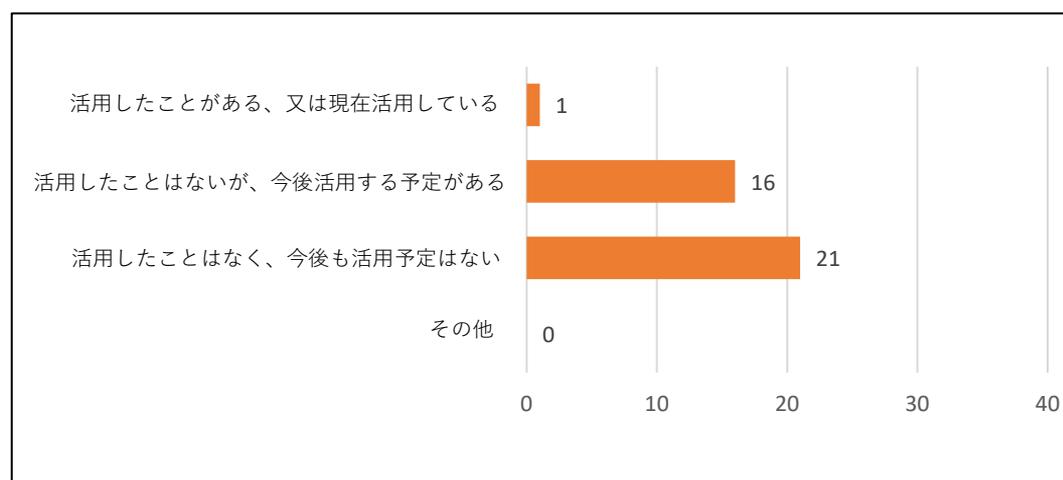
# 【参考】関係省庁から地方公共団体に周知された「ごみ屋敷」対策に関する取組事例の活用状況等についての地方公共団体に対するアンケート等の結果

- ✓ 今回、本調査による改善の効果を把握するため、当省において地方公共団体に対するアンケート等を実施（令和7年11月）
- ✓ 本調査において調査対象とした30市区の中から10市区を抽出し、当該10市区の「ごみ屋敷」対策に携わる53部署に対して、関係省庁から地方公共団体に周知された「ごみ屋敷」対策に関する取組事例の活用状況等についてアンケートを実施し、9市区の38部署から回答あり（回収率：71.7%）。また、回答のあった一部の部署に対して、電話等によりヒアリングを実施

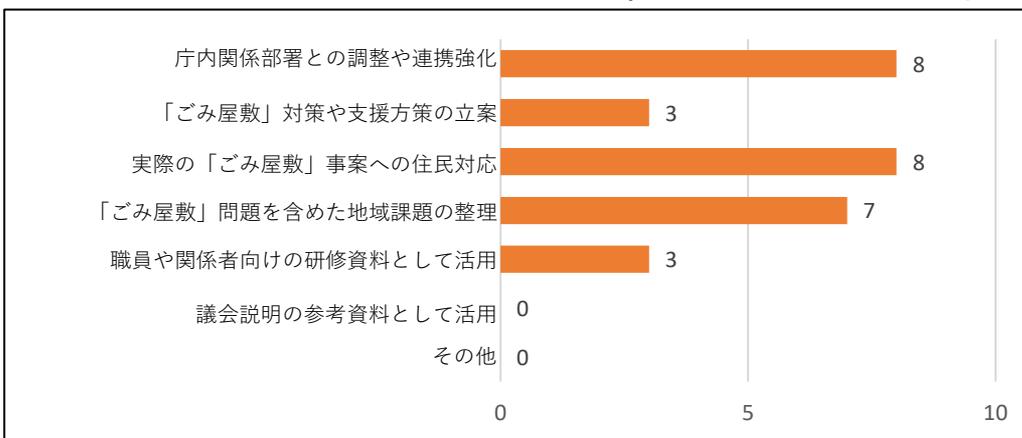
Q1 周知された取組事例の内容は、「ごみ屋敷」対策を進める上で参考になりましたか（n=38）



Q2 周知された取組事例を業務において活用したことがありますか（n=38）



Q3 周知された取組事例をどのように活用しましたか（活用している場合や、活用予定がある場合を含む。）＜複数回答可＞（n=17）



Q4 実際に活用した場面や活用による効果等（今後活用予定がある場合に想定される場面・効果を含む。一部抜粋）＜自由記載＞（n=6）

- ✓ 「ごみ屋敷」の世帯に子どもがいたため、子育てをサポートする部署と連携して片付け等の業務を行った。
- ✓ 今のところ活用したことがない。今後活用することがあれば、関係部署との連携は必須であると考えている。
- ✓ 現時点で活用したことはないが、同様な事案が生じた場合、活用したい。
- ✓ 庁内関係部署との連携の参考としたい。
- ✓ 個別具体例が生じた場合の対応に当たって、関係部署との協議や住民対応の際の参考としたい。

## 「ごみ屋敷」対策に関する調査の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和4年10月～6年8月
- 2 対象機関 調査対象機関：環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省  
関連調査等対象機関：市区町村（30）、都道府県（2）、関係団体（2）

【通知日及び通知先】 令和6年8月28日 環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省

【回答年月日】 令和7年10月7日 環境省、令和7年10月10日 厚生労働省、  
令和7年10月10日 総務省（消防庁）、令和7年10月7日 国土交通省 ※改善状況はそれぞれ回答日現在

### 【調査の背景事情】

- 建築物やその敷地に物品が堆積され、悪臭や害虫の発生、堆積物の崩落や火災発生のおそれがあるなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」事案が各地で見られる。
- 「令和4年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書」（令和5年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）によると、平成30年度から令和4年度までの期間において、「ごみ屋敷」事案を認知している市区町村は、全市区町村のうち38.0%（661/1,741市区町村）であり、認知している「ごみ屋敷」事案件数は5,224件に及んでいる。
- 「ごみ屋敷」事案に直接対応する法律や国の制度はなく、これまで関係省庁連名による市区町村への通知等はない。「ごみ屋敷」事案への対応は、堆積物の排出にとどまらず、物品を堆積している居住者への福祉的支援が必要となることも多く、一部の市区町村では条例を制定するなどして対応しているが、対応について居住者の理解が得られない場合や、一度堆積物を排出しても再発する場合など、市区町村は対応に苦慮しており、市区町村からは国の支援を期待する意見も聴かれる。
- このような状況を踏まえ、本調査は、「ごみ屋敷」事案の実態や、国及び市区町村の対応状況、課題等を明らかにするとともに、「ごみ屋敷」事案の解消及び周辺生活環境の改善の促進に向け、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

通知事項等	関係省庁が講じた改善措置状況
<p><b>(通知要旨)</b></p> <p>関係省庁は、深刻かつ複雑な問題を有している「ごみ屋敷」事案について、「ごみ屋敷」状態の解消とともに、その解消を通じて、良好な生活環境の確保や、困難を抱える居住者への確実な支援を図るため、その対応に苦慮している市区町村を支援する観点から、以下の(1)から(4)の措置を講ずる必要がある。</p> <p>その際、「ごみ屋敷」事案の解消のための対策をより効果的なものとするためには、市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応が重要となる。</p> <p>このため、「ごみ屋敷」事案による周辺地域の生活環境や公衆衛生の悪化の解消を図る観点から環境省、「ごみ屋敷」事案の要因となる居住者が抱える生活上の課題解消を図る観点から厚生労働省、このほか、総務省（消防庁）及び国土交通省は、連携して、以下の(1)から(4)において市区町村に対し提示又は提供することとしている内容をパッケージとして市区町村に示す必要がある。</p> <p>(1) 「ごみ屋敷」の疑いがある事案の把握段階において、市区町村における対応体制が整備されていない場合は、関係部署による状況把握ができず、その後の対応にも影響を与えることとなる。このため、環境省及び厚生労働省は、市区町村における「ごみ屋敷」事案への対応に必要な体制の整備に資する観点から、市区町村に対し、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「ごみ屋敷」事案の解消に向けた関係機関との情報共有や対応方針の検討などを行う体制の整備に資する取組事例を提示すること。（環境省及び厚生労働省）</p> <p>② 社会福祉法（注1）に基づく重層事業の支援会議や介護保険法（注2）に基づく地域ケア会議など情報共有や対応方針の検討を行うための会議体の活用事例、医療的アウトリーチ支援のための地元医師会との連携事例、居住者の状況確認等のためのコミュニティソーシャルワーカー（注3）との連携事例など、外部機関との連携事例を提示すること。（厚生労働省）</p> <p>(2) 「ごみ屋敷」事案への対応段階において、「ごみ屋敷」が周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている場合は、その解消のため、必要な対応が求められる。このため、環境省、国土交通省及び総務省（消防庁）は、市区町村における必要な対応に資する観点から、市区町村に対し、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「ごみ屋敷」の堆積物等に係る廃棄物該当性の判断に資するため、環境省通知（「行政処分の</p>	<p><b>(環境省)</b></p> <p>→ 市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を推進する観点から、厚生労働省、総務省（消防庁）及び国土交通省と連携して、「ごみ屋敷」対策に活用可能な支援方策や取組事例等の情報提供を行うため、関係省庁で取組事例等を整理し、各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）に対して、令和7年8月29日、「「ごみ屋敷」対策に関する取組事例」を周知した。</p> <p>なお、同取組事例において、i) 関係機関との情報共有や対応方針の検討等を目的とした対応体制の整備に関する取組事例、ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物該当性の判断に資する情報、iii) 福祉的支援等を通じ、居住者や家屋内の堆積物の状況を確認し、支援につなげている市区町村の事例やこうした取組の際に活用されている国の制度・事業等を提示した。</p> <p><b>(厚生労働省)</b></p> <p>→ 市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を推進する観点から、環境省、総務省（消防庁）及び国土交通省と連携して、「ごみ屋敷」対策に活用可能な支援方策や取組事例等の情報提供を行う</p>

通知事項等	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>指針について」(注4)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について」(注5))において示された廃棄物該当性の判断基準について、具体的な判断事例を提示するなど市区町村における適切な判断に資する情報を提供すること。(環境省)</p> <p>② 公営住宅における「ごみ屋敷」事案の発生状況や、居住者に対する公営住宅法(注6)等に基づく堆積物の撤去指導などの取組事例を把握し、公営住宅を管理する地方公共団体における適切な判断に資する情報を提供すること。(国土交通省)</p> <p>③ 火災発生のおそれがある「ごみ屋敷」事案に関して、火災予防の観点から、必要な対応が引き続き図られるよう消防部門に情報を提供すること。(総務省(消防庁))</p> <p>(3) 居住者とその健康状況や経済状況に応じた適切な医療・保健・介護・福祉的支援や堆積物の撤去支援を得られることを可能とする観点から、厚生労働省は、市区町村に対し、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 居住者に身体機能や認知機能の低下や精神疾患が認められる場合(それらが疑われる場合を含む。)など健康面の課題を抱えている場合において、利用し得る支援方策(介護保険サービス、成年後見制度、老人福祉法(注7)に基づく措置入所、保健師等によるアウトリーチ支援など)について、市区町村における当該支援方策の活用事例を含め情報を提供すること。(厚生労働省)</p> <p>② 居住者が経済面の課題を抱えている場合において、関係する制度・事業の内容や実施方法、市区町村や関係機関における取組事例を提示するなど、市区町村における適切な判断に資する情報を提供すること。(厚生労働省)</p> <p>(4) 環境省及び厚生労働省は、市区町村における「ごみ屋敷」事案の再発防止の取組を支援する観点から、市区町村に対し、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 居住者に対する福祉的支援や、福祉的支援以外の支援を通じ、居住者や家屋内における堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援につなげている事例を収集し、提示すること。(環境省及び厚生労働省)</p> <p>② 上記①により収集した事例を分析し、市区町村による居住者や家屋内における堆積物の状況の把握等に関係している国の制度・事業について整理し、提示すること。(環境省及び厚生労働省)</p>	<p>ため、関係省庁で取組事例等を整理し、都道府県、政令指定都市等の民生主管部(局)、障害保健福祉主管部(局)及び介護保険担当主管部(局)並びに都道府県、保健所設置市等の衛生主管部(局)に対して、令和7年8月29日、「「ごみ屋敷」対策に関する取組事例」を周知した。</p> <p>なお、同取組事例において、i)関係機関との情報共有や対応方針の検討等を目的とした対応体制の整備に関する取組事例、ii)既存の法制度等に基づく会議体の活用や、CSWなど外部機関と連携した居住者の状況確認等の取組事例、iii)居住者が健康面や経済面の課題を抱える場合に利用し得る支援方策について、市区町村における活用事例等、iv)福祉的支援等を通じ、居住者や家屋内の堆積物の状況を確認し、支援につなげている市区町村の事例やこうした取組の際に活用されている国の制度・事業等を提示した。</p> <p>(総務省(消防庁))</p> <p>→ 市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を推進する観点から、環境省、厚生労働省及び国土交通省と連携して、「ごみ屋敷」対策に活用可能な支援方策や取組事例等の情報提供を行うため、</p>

通知事項等	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>③ 「ごみ屋敷」対策に資するため、市区町村が実施する高齢者等ごみ出し支援事業について、「ごみ屋敷」居住者を対象者に含める事例があることや、家屋内からごみ運搬を行う事例があることについて、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」（令和3年3月環境省作成）の見直しなどにより情報を提供すること。（環境省）</p> <p>(注) 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）  2 介護保険法（平成9年法律第123号）  3 地域において生活上の課題を抱えて支援を必要としている者に対し、生活支援や公的支援へのつなぎ、見守りなどを行う専門職。以下「CSW」という。  4 「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）  5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について」（平成18年6月5日付け環廃対060605004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）  6 公営住宅法（昭和26年法律第193号）  7 老人福祉法（昭和38年法律第133号）</p> <p>（説明）  《調査結果》  (1) 「ごみ屋敷」の把握段階からの取組（対応体制の整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した「ごみ屋敷」事例（181事例（注））のうち、市区の複数の部署で対応している事例は約8割（151/181事例）。中には5部署以上で対応している事例もあり（39/181事例）  （注）調査対象30市区が把握していた「ごみ屋敷」事案の中から、市区ごとに6事例程度を選定</li> <li>○ 事案を把握した部署の対応のみでは解消が進まない状況あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境・福祉の両担当で対応した事例（89事例）の解消率は約4割で、福祉担当又は環境担当のいずれかのみで対応した事例よりも解消率は高い。</li> <li>・ 事案を把握した福祉担当の対応のみでは堆積物の排出について協力を得ることが難しいとの意見がある一方、複数の部署が重層的に関わる取組を進めたことで事案の解消率が向上したとの意見あり</li> </ul> </li> <li>○ 「ごみ屋敷」事案の把握が遅れると、事態が深刻化する状況あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺住民等からの情報提供を端緒とした事案の把握は約半数（83/181事例）。情報提供があった時</li> </ul> </li> </ul>	<p>関係省庁で取組事例等を整理し、各都道府県消防防災主管課等に対して、令和7年8月29日、「「ごみ屋敷」対策に関する取組事例」を周知した。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>→ 市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を推進する観点から、環境省、厚生労働省及び総務省（消防庁）と連携して、「ごみ屋敷」対策に活用可能な支援方策や取組事例等の情報提供を行うため、関係省庁で取組事例等を整理し、都道府県及び政令指定都市の住宅主務部局に対して、令和7年8月29日、「「ごみ屋敷」対策に関する取組事例」を周知した。</p>

通知事項等	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>点では既に堆積が深刻な状況にあることが多いとの意見あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関や社会福祉協議会等と連携し、CSW が課題を抱えている世帯に対する見守り・声掛けを実施（37/181 事例）したり、社会福祉協議会が中心となり相談が多い地域を全戸訪問したりすることで、「ごみ屋敷」事案の早期把握に努めている事例や、既往の法制度に基づく会議体（注）を活用して、情報共有や対応方針の検討を行っている事例（17 市区）あり （注）社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における支援会議、介護保険法に基づく地域ケア会議など</li> </ul> <p>(2) 「ごみ屋敷」への対応段階の取組（堆積物の撤去等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した「ごみ屋敷」事例（181 事例）のうち、堆積物の排出について指導等を実施した事例は約 6 割（113/181 事例）。指導等を実施した 113 事例のうち、解消した事例は約 3 割（37/113 事例）にとどまる。</li> <li>○ 未解消事例のうち、居住者が堆積物を有価物であると主張し、未解消となっている例は約 3 割。廃棄物該当性の判断（注）や撤去指導が困難との意見あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住者が堆積物をごみと認識しておらず市区による撤去指導を受け入れない事例あり（31 事例）</li> <li>・ 居住者が堆積物を有価物であると主張する場合、廃棄物該当性の判断が困難であり、排出のための強い指導も困難との意見あり</li> <li>・ 廃棄物とみなすためには、物の劣化状況や居住者が適正に管理していないことについて、具体的にどのように判断すればよいか示してもらいたいとする意見あり</li> </ul> （注）環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物該当性の判断について、一般的な基準（①物の性状、②排出の状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断）を示した上で、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととしている。 </li> <li>○ 調査した「ごみ屋敷」事例の居住者の約 1 割は公営住宅入居者。迷惑行為に該当するものでなければ改善指導が難しく、他の市区町村における対応事例の提供を望む声あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 181 事例のうち、居住者が公営住宅入居者であるのは 15 事例</li> <li>・ 公営住宅法に基づき堆積物の撤去指導を実施し、明渡しを請求した結果、退去した事例あり</li> <li>・ 公営住宅におけるごみ撤去に関する改善事例集などがあれば有用との意見あり</li> </ul> </li> <li>○ 調査した「ごみ屋敷」事例の半数以上で火災発生が懸念されているものの、消防担当が関与している</li> </ul>	

通知事項等	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>例は少数。他方で、消防担当が関与し、撤去が実現した例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 181 事例のうち、「火災発生のおそれ」を懸念する事例は 103 事例。消防担当が参加している事例は約 1 割 (26/181 事例)</li> <li>・ 堆積物にたばこの吸い殻が含まれていたことから、消防担当が吸い殻の管理について助言した事例や、住宅前に放置された大量のガスボンベについて、消防担当が撤去を助言し、撤去された事例あり</li> </ul> <p>(3) 「ごみ屋敷」への対応段階の取組 (居住者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した「ごみ屋敷」事例 (181 事例) のうち、居住者が健康面又は経済面の課題を抱える事例は約 7 割 (131/181 事例)</li> <li>○ 181 事例のうち、単身世帯が約 6 割 (107 事例/181 事例)。単身世帯のうち、65 歳以上の高齢者が半数以上 (58/107 事例)</li> <li>○ 181 事例のうち、約 3 割 (62/181 事例) は生活保護を受給等している。</li> <li>○ 居住者が健康面の課題を抱える事例のうち未解消が約 6 割。健康面の課題を解消するための取組事例の情報提供を求める意見あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住者が健康面の課題を抱える事例 (124 事例) のうち、未解消は 75 事例</li> <li>・ 解消事例には、関係機関と連携し、居住者の同意を得て、医療機関の受診、介護認定、ヘルパー導入、介護施設入所等の福祉的支援を行ったり、認知能力を欠く場合に成年後見申立てにより福祉的支援につなげたりして、自ら又は支援者により堆積物が排出された事例あり (延べ 57 事例)</li> <li>・ 居住者の健康面の課題に対する支援を実施するため、保健所等関係機関との連携に関する情報提供や、他の市区町村における居住者との良好な関係を構築するための取組事例、介護施設等への措置入所の取組事例等の情報提供を求める意見あり</li> </ul> </li> <li>○ 居住者が経済面の課題を抱える事例のうち未解消が約 6 割。経済面の課題を解消するための取組事例の情報提供を求める意見あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住者が経済面の課題を抱える事例 (74 事例) のうち、未解消は 42 事例</li> <li>・ 解消事例には、地方公共団体・社会福祉協議会の独自の公益的な取組等を活用した堆積物排出支援</li> </ul> </li> </ul>	

通知事項等	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>の事例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応している部署には堆積物の撤去費用に関する支援策がないとの意見あり</li> <li>・ 堆積物の排出に関する制度・事業や、他の市区町村における取組事例等の情報提供を求める意見あり</li> </ul> <p>(4) 「ごみ屋敷」の再発防止段階の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した「ごみ屋敷」事例（181 事例）のうち、未解消事例（119 事例）において、i）堆積が再発した事例（14 事例）、ii）再発する可能性があるとして市区が判断している事例（23 事例）は、合わせて約 3 割（37/119 事例）。また、解消事例（62 事例）において、福祉的支援を継続し、再発防止に寄与していると考えられる事例は約 7 割（45/62 事例）</li> <li>○ 再発防止に効果を上げている例がある一方、再発防止のための取組事例等の情報提供を求める意見あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆積物の排出後も、①ヘルパーによる居宅介護、生活保護ケースワーカーによる家庭訪問等を通じ、居住者や家屋内の堆積物の状況を確認（38 事例）、②市区の職員や CSW による見守りを実施（17 事例）、③高齢者等ごみ出し支援事業により、ごみを自ら集積場に運搬できない者に対して戸別収集を実施するとともに居住者の状況等を確認（4 事例）するなど、福祉的支援等の対応を継続している事例あり（延べ 59 事例）。これらの福祉的支援等の継続は再発防止に効果が期待できるとする意見あり</li> <li>・ 再発防止策に関する制度・事業や、高齢者等ごみ出し支援事業を再発防止策として活用している市区町村の取組事例等の情報提供を求める意見あり</li> </ul> </li> </ul>	